

平成29年12月7日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人権・同和対策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		土	井	正	昭
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産業部農政企画監兼農業委員会事務局長		橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教育次長兼教育総務課長		寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生涯学習課長兼中央公民館長		山	崎	公	和

---

平成29年12月7日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第65号 市道の路線廃止について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第66号 鹿島公民館の指定管理者の指定について
- 議案第67号 能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館の指定管理者の指定について
- 議案第68号 古枝公民館及び鹿島市林業センターの指定管理者の指定について
- 議案第69号 浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館の指定管理者の指定について
- 議案第70号 北鹿島公民館の指定管理者の指定について
- 議案第71号 七浦公民館及び鹿島市漁村センターの指定管理者の指定について

（6議案一括質疑、6議案一括討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第65号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案第65号 市道の路線廃止についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

おはようございます。それでは、都市建設課からは議案第65号 市道の路線廃止につきまして御説明をいたします。

議案書は33ページ並びに議案説明資料は55ページをお開きください。

市道の路線廃止につきましては、対象が1路線でございます。この路線廃止は、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございまして、提案理由は、乙丸住宅及び乙丸児童遊園の廃止に伴い乙丸住宅線を廃止したいので、今回の案を提出させていただくものでございます。

詳細につきまして御説明したいと思いますので、議案説明資料の55ページをごらんいただ

きたいと思えます。

まず、1番の提案理由の詳細につきましては、乙丸住宅及び乙丸児童遊園の廃止に伴い、その跡地を通る乙丸住宅線を市道として利用しないこととなったため、路線を廃止するものでございます。

現在、この乙丸住宅線からの民地への出入りはなく、廃止することによる周辺住民への支障は生じないことで地元の承諾はとっております。

次に、2番の路線の概要でございますけれども、今回の対象となる路線一覧表と路線配置図をあわせてごらんいただきたいと思えます。

路線につきましては黒色の太線でお示ししており、その起点は図面右側の国道207号線とタッチする黒丸の箇所でございます、終点はそこから左側に延びた先の黒矢印の箇所でございます。路線の延長は110メートル、幅員は1.5メートルから6.7メートルでございます。

また、この乙丸住宅につきましては、乙丸区からの要望書や周辺の方々の声を反映しながら、足かけ2年をかけまして作業を進め、市議会の皆様にも先般の9月定例会にて市営住宅廃止の議決並びに10月、11月にかけては全員協議会にて売却方針あるいは市道廃止を御審議いただいたところでございますが、その乙丸住宅の範囲につきましては、配置図内の黒点線内の塗りつぶしでお示ししております。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

ただいまの説明について質疑はありませんか。4番中村和典議員。

**○4番（中村和典君）**

おはようございます。4番議員の中村和典でございます。

ちょっと1点だけ確認の意味で質問をさせていただきます。

今回の市道路線の廃止でございますが、議会に対して、今説明の中でありましたように10月6日の全員協議会において、住宅用地及び児童遊園用地については隣接する医療機関のほうに売却をしたい旨の説明があったわけでございますが、そのときの説明の中で、全体的な用地面積2,785.78平米ということで説明がっております。それで、今回廃止される市道路線、この敷地の面積もこの中に入っているのかどうか、まず、その点について確認をいたしたいと思えます。

**○議長（松尾勝利君）**

岩下都市建設課長。

**○都市建設課長（岩下善孝君）**

お答えいたします。

10月の全員協議会で売却の方針について御説明してまいりました中で、跡地の2,785.78平方メートル、この中に今回の市道の面積も含めて御提案ということで御了承をお願いしたい

と思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番中村和典議員。

○4番（中村和典君）

ありがとうございました。

含まれているということで確認ができたわけですが、市道の敷地だけ捉えた場合の面積は何平米あるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

お手元の資料の一覧表の中でお示ししておりますけれども、延長は110メートル、幅員が1.5メートルから6.7メートル、これが110メートルの中に大小入り組んでいる市道路線でございますので、面積の詳細となりますと、また台帳から数値を割り出してする必要がありますので、どうしても御必要となれば計算を行わせて後ほど御報告をしたいと思っておりますけれども、これでお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第65号 市道の路線廃止については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第65号は提案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第66号～議案第71号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．議案第66号 鹿島公民館の指定管理者の指定について、議案第67号 能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館の指定管理者の指定について、議案第68号 古枝公民館及び鹿島市林業センターの指定管理者の指定について、議案第69号 浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館の指定管理者の指定について、議案第70号 北鹿島公民館の指定管理者の指定について、議案第71号 七浦公民館及び鹿島市漁村センターの指定管理者の指定について、以上6議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。山崎生涯学習課長。

#### ○生涯学習課長（山崎公和君）

おはようございます。生涯学習課のほうから、議案第66号から議案第71号まで、鹿島市の6地区公民館等の指定管理者の指定について一括して説明をいたします。

議案書は34ページから39ページ、議案説明資料は56ページからになります。

この6議案は、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、鹿島市の6地区の地区公民館等の指定管理者の候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、地区公民館の管理を指定管理者に行わせたいので、これらの案を提出するものでございます。

内容につきましては、議案説明書で説明をいたします。

現在、鹿島市の6地区の公民館につきましては、指定管理者制度により管理運営をお願いしておりますが、平成30年3月31日をもって5年間の指定管理期間が満了いたします。今回は、期間が満了した後の平成30年4月以降につきましても、引き続き現在の指定管理者である団体に指定管理者制度による管理運営の方針でお願いしたいということで御審議をお願いするものであります。

6地区の公民館の説明をいたす内容につきましては、重複する部分が多いため、項目ごとにまとめて説明をいたします。

まず1つ目に、施設の概要を説明いたします。

各施設の名称と所在地を申し上げます。

鹿島公民館、鹿島市大字高津原4326番地1 鹿島市民交流プラザ3階。

能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館、鹿島市大字山浦甲2151番地。

古枝公民館及び鹿島市林業センター、鹿島市古枝甲1448番地1。

浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館、鹿島市浜町甲4401番地2。

北鹿島公民館、鹿島市大字常広101番地1。

七浦公民館及び鹿島市漁村センター、鹿島市大字音成戊1922番地19となっております。

施設の設置目的ですが、まず、地区公民館の設置目的です。

区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、

もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること。それから、生涯学習に関する事業及び地域振興に関する事業を行うこととなっております。

57ページの上のほうをごらんください。

公民館とあわせて、その他の機能をあわせ持った施設の目的となります。

鹿島市のごみふれあい楽習館につきましては、生涯にわたる学習及びスポーツ・レクリエーションを通じて、市民が触れ合う場とする。

鹿島市林業センターにつきましては、鹿島市における林業者及び地域住民の人づくり、文化生活の改善、社会活動の参加等住民交流を促進させ、明るい豊かな人格育成を図る。

それから、鹿島市臥竜ヶ岡体育館につきましては、市民の体育の振興及び健康の増進を図る。

鹿島市漁村センターにつきましては、鹿島市における水産業者及び地域住民の人づくり・文化生活の改善・社会活動の参加等住民交流を促進させ、明るい豊かな人格育成を図るといふふうな目的となっております。

2つ目の管理の主な業務の範囲ということで、5つございます。

1つ目が社会教育及び生涯学習に関する事業の実施、2つ目が地区公民館、その他施設の管理運営に関すること、3つ目が使用料の徴収及び収納事務、4つ目が市が行う業務への協力、そして最後がその他教育委員会が必要と認める業務となっております。

3番目に、指定の方法についてですが、単独指定ということでお願いをしたいと思います。

これにつきましては、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書きにある合理的な理由ということで、資料の59ページの一番下のほうに条例の施行規則をつけておりますが、こちらの第3条の1号ですね、「地域自治の振興などの目的のため、地域住民団体による自主的な管理運営が期待される時。」、それから次のページ、第5号です。「当該公の施設を現に管理しているものが、引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できる時。」、この2つの項目に該当するというので、単独指定でお願いしたいということを考えております。

57ページのほうにお戻りください。

4番目、指定管理の候補となる団体について御説明をいたします。

鹿島公民館につきましては、鹿島公民館運営協議会。

能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館につきましては、能古見地区振興会。

古枝公民館及び鹿島市林業センターにつきましては、古枝地区振興会。

浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館につきましては、浜町振興会。

北鹿島公民館につきましては、北鹿島振興協議会。

七浦公民館及び鹿島市漁村センターにつきましては、七浦地区振興会にそれぞれ候補というところでお願いをしたいと考えております。

それから、5番目の指定の期間です。

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となっております。

6番目に、過去の指定管理の状況ということで掲げております。

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間、それから平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間ということで、それぞれ先ほど申しあげました団体のほうに指定管理をしていくというふうな状況です。

7番目につきましては、各施設の利用状況、それから指定管理の委託料の収支の状況ということで平成25年から平成28年までの実績を掲げておりますので、ごらんください。

以上で説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

ただいまの説明について一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

5番議員の松田です。この指定管理について、何点か質問をさせていただきたいと思えます。

説明にもありましたけれども、平成20年度から今年度の3月31日をもちますと、約10年間、地区公民館が指定管理になっておりますけれども、これを、きょう指定管理の候補となる団体等で10年間やってこられたと思えます。この10年間で所管課としてどのように検証をされているのか、また、今後の課題をどのように考えておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

山崎生涯学習課長。

**○生涯学習課長（山崎公和君）**

指定管理者、地区公民館、10年間それぞれの団体のほうに管理運営をお願いした中での所管課としての評価、成果等についてということでのお尋ね、それから課題ということでお答えをしたいと思います。

まず、平成20年から指定管理になったいきさつといいますと、指定管理者制度の趣旨は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするということになっております。

これにつきましては、平成24年度までの第1期の指定期間を終えたときにも一回この評価ということでされておりますが、その時点でも、5年間、指定管理を利用した上で、従来の



行政主導から地区住民の参加者、活動者による企画や運営など、住民のニーズや課題への取り組み、また、住民の立場に立った使いやすい公民館の実現が図られた。それから、経費の面につきましても、もともと直営でいきましたときには、市の職員と嘱託職員がそれぞれ1名ずつ配置されていた中で、今現在、それぞれの団体の雇用によりまして主任主事と主事の2人体制ということでなされた中で、トータルでの人件費の額で、6地区合計の額ですが、年間で13,000千円ほどの削減効果があっているということで評価をさせていただいております。

その後、またこの5年間の中で、我々のほうもその実績、中身について検証いたしておりますが、それぞれの地区公民館において、自主企画事業として各種教室、講座、スポーツ関係の事業、それから、地区におきましては、ふれあいまつりとか青少年の地域学習、公民館だよりの発行など充実した事業の取り組み、こういったことによって地域住民が主体的に携わることで、住民のニーズや課題への取り組み、また、非常に使いやすい公民館ということなのです、こういったことが市民力や地域の教育力の向上に貢献していると捉えております。

それから、今回5年間の総括をするに当たりまして、公民館の利用者を対象にしたアンケートを行いました、公民館の利用手続、それから講座・イベント等の実施についての満足度ということでアンケートを実施した結果、5段階評価で、トータルで4点以上の高評価ということでいただいております。

こういった中で、この10年間の指定管理者としての経験の蓄積というものが、地域の協議会、振興会が責任を持って公民館運営にかかわることで、地元の課題や地域の振興を図ることができているということで評価をしております。

課題につきましては、最初の平成20年の時点からすれば、地域のありよう、例えば人口が減少しているとか、それから、いろいろな面で、機能——例えば、それぞれのいろいろな施設といいますか、農協の支所等が統合とか廃止とかなっております。そういった中で、地域の中でのコミュニティーのありようが変わってきているということで、公民館に対するニーズというのがまた変わってきているのかなというのを感じておりますので、こういったところを一つの課題として捉えながら、今後の取り組みに生かしていきたいと考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

この地区公民館の指定管理、平成20年から始まりましたが、当初この議案の審議のときに、市として財政基盤強化計画の中で、民でできるものは指定管理をしていくということで、市の公の施設のうち民でできる分は指定管理をやっていきたいということで、地区公民館もその中の一つということでやられたと思います。

先ほどありましたように、指定管理をして約13,000千円の削減効果があったということも

ありますけれども、実際この10年間、各地区公民館は、基本、各地区の振興会を中心に、先ほどあったようにイベント等、また生涯学習の一環として大変な御苦勞をされながら成果を出してこられたと思います。

その上で、市のかかわり方について、もう一度この機会で行っていただきたいと思うのは、1つは、労働基準法の改正によって公民館で働かれる方々2名ですね、先ほどありましたように主任主事、また主事の方々の雇用期間を含めて、各公民館が苦勞されたということを聞いております。これは多分、数年前だったと思いますが、このことについて所管課としてどのように対応されたのか、今後どのようにしていこうと思われているのか、お伺いをしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

山崎生涯学習課長。

**○生涯学習課長（山崎公和君）**

地区それぞれの団体のほうでの職員の雇用というところでの課題というお尋ねだと思います。

議員言われましたように、平成24年の労働契約法の施行改正の中で、平成25年4月以降の雇用について、有期雇用の分と、雇用について5年を超えて6年目以上になれば、被雇用者の希望により自動的に無期雇用になるというふうな改正が行われております。

こういった中で、それまで主事につきましては、それぞれの団体で有期雇用の中で整理をされて雇用されてきた中で、地区団体の中でもそういった雇用の形態について非常に問題というか、課題ということで捉えて、それぞれ課題ということで出てきました。

市としては、これらのことをそれぞれの団体と一緒に考えていくということで、それぞれの指定管理者の団体から成る公民館連絡協議会という組織を、情報共有とか話し合いの場ということで設けておりますが、この中で、この労働契約法、有期雇用の問題につきまして協議を重ねていろいろ勉強してきた中で、それぞれ地区ごとの事情、地域性がいろいろあります。そういった中で、今までも平成20年から主事について雇用されてきた中で、異動もあつたりとか継続して雇用されている分もありますが、それぞれ事情もある、そういった中で、公民館の中で、地域にとって、よりよい主事のあり方ということも含めていろいろ協議を重ねてきた結果、基本的には、最終的にはそれぞれの団体に委ねることになるんですが、5年間の中で有期雇用をした中で、その時点での判断でそれぞれの団体が6年目以降もまた更新をされるかどうかというのは、客観的な評価をしていただいで行っていくという共通認識をしたところ です。

ここにつきましては、まだ25年からの5年間というところが始まっていますので、全国的な事例の中でも、5年を超えたところでのそういったいろいろな事例というのがありませんので、今後そういった中でいろいろなものが、また全国的な事例も出てくると思いますので、

そういったところを踏まえて、今後も一緒に協議をしながら勉強していった対応していきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それでは、その雇用形態についてですけれども、お二人の方が各公民館で勤務をされていると思いますが、当初からの月額給与ですね、これはどのような推移で来ておりますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

それぞれ雇用されている職員の方の給与ということでのお尋ねです。

平成20年から現在まで、給料の月額は変わっておりません。主任主事が223千円、それから主事が203千円という金額です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

指定管理をして委託するということは、財政的な人件費を含めてということで、当初の答弁でありましたけれども、実際この10年間やってこられて、職員の方々、私たちもそうですけれども、人勧の勧告によって給与等は少しずつでもやっぱりアップをしてきている——民間と比べてもですね。そういう中において、指定管理をしているからそのままがいいのかという議論は当然出てくると思います。

特に、先日行われました古枝地区のふれあいまつりであるとか、それぞれの地区でイベント等もあっておりますし、地区の運動会にしても、皆さん方出て非常に頑張っているらしいです。まさしく地域の拠点としてやっておられるわけですから、こういうところをもう少し市としても考えていかなければならないのではないかなと私は思います。ただ指定管理をしているから、もう任せっきりということではなくて、やはりその時代に合ったような形で雇用形態も考えていかないと、これだけ人材不足と言われている中で、このまま地区振興会に委託をして、そして採用等も雇用形態等も振興会に任せるということではなくて、これだけ地区において重要な役割をされているのであれば、きちっとした形で働ける環境づくりを市として整えていく、整備をするというのが私は大事だと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

**○生涯学習課長（山崎公和君）**

職員のですね、主事、主任主事のそれぞれの給料とかを含めたところの待遇、そういったところでの御質問だと思います。

議員言われるように、それぞれの公民館で、地域の中で、例えば夜も会議が多かったりとか、休日、土曜、日曜とかいうのもいろいろなイベント、催し物があるということで、一生懸命頑張っているというふうな実態、それから、地域の方からのアンケートの中でも、そういった評価というのをいただいております。

そういった中で、それぞれの給料というか、そういったところでの仕組み、そういったものにつきまして、先ほど申し上げました公民館の連絡協議会の中でも、そういった議論、情報共有をしながら話をしているところです。

御意見としては、それぞれの地区の事情もありますので、さまざまな意見が今出ておりますが、当然そういった経験、ノウハウ等を重ねていく中で、そういったものをちゃんと見合うようなもので捉えていかなければいけないんじゃないかという御意見、それから、例えばその地域の中でも、ある程度評価された金額として今出されているんじゃないかというふうな意見、いろいろな御意見がありますが、先ほど言われたように、確かに公民館が地域の中で今あるべきというか、求められる姿というのがいろいろ変わってきている中で、実際、例えば主事を新たにまた雇用される、募集をかけるときに、なかなか募集がなかったりとか、そういったこともあっているということで聞いております。

そういったところを、今後の公民館のあり方も含めて公民館連絡協議会の中で協議をしながら、私たちも、どういった形がいいのかというのを今後また一緒に話し合いをしていくということで、今それぞれの団体の方ともお話をしているところでございます。

**○議長（松尾勝利君）**

5番松田義太議員。

**○5番（松田義太君）**

公民館については、災害時における避難場所となっているケースもありますし、先ほど山崎課長の答弁にありましたように、平成20年度と、10年経過して公民館に求められるニーズというのも変わってきている。また、やらなければならないことも多くなられていると思います。

そこで、市長に聞きたいと思いますが、地域拠点の中心という形で各公民館があり、そしてまた、地域の振興会を含めてこれまで非常に頑張ってきたと思います。また、今からは防災を含めて、地域公民館については防災の拠点の重要性が求められると思いますが、やはりこの10年間を見て、改めてこの地区公民館の役割と、やっぱり市もそれなりの協力をしながら、またサポートをしながらやらなければならないと思いますので、今後この地区公民館の重要性、役割をどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

公民館の中には、社会教育法の世界にある公民館と、それから自治公民館と言われるものがあるのは当然御承知だと思います。今、恐らく御質問の頭の中にあるのは、どちらかというと旧町村に1個ずつある自治公民館のことが念頭におありになると思いますが、これを振り返ってみますと、実は日本に公民館ができたのは、年齢的には私と同じころなんです。ちょうど同じ年に公民館ができています。ずっといろんな役割を経ながら、最初は、これはたしか次官通達か何かできた組織だったと思います。数年たってから、法律上の位置づけができてきたと。しかも、社会教育の施設でありながら、教育基本法の一環の中に取り組みられているという非常にユニークな施設じゃないかと思っております。これは、この10年間だけの議論ではなくて、恐らくその70年間の位置づけを頭に置いて議論したほうがいいと思いますので、主として地域にはこの施設があったことで、教育的な側面と地域コミュニティというものの中心になるということで大変重要な役割を果たしてきたし、こういう公共施設の中ではかなり定着をした組織ではないかと私はもともと思っております。

特に今議論がありました10年間、鹿島で言えば変わってきたといえますか、それまでは自治体が主としてかかわってきたものを、ある部分を指定管理の人たちにお願いをする、切りかわったこの経過は皆さんもう御承知だと思いますけれども、その10年間で変わったのは、前提条件の中でですね、いろいろありましたけれども、1つはやっぱり人口減ですよ、人が減ってきたと。そうすると、昔は何かあったら公民館という話がありよったけど、いろんなイベントのときもなかなか人が集まらない、参加がない。もう典型的なのは伝承芸能みたいなやつが挙げられると思います。

それからもう一つは、そういうよりどころとしての地位の相対的な低下が挙げられると思います。例えば、私どもが小さいころは結婚式もありよったですよ、そういう公民館を使ったりしてね。ところが、今はいろんな施設、それから設備ができていく中で、どちらかというと施設面だけ注目して、建物を使うという面ではいっぱい集まってきよんしゃあですけど、機能を利用してというのは少し地位が低下したかなと。これは心配をしております。だから、逆に言えば、問題点は、今言ったことに限って言えば、1つは、もう少し地域のよりどころとしての地位をどうやって浮上させていくかということだと思います。それからもう一つは、低下してきた地位を確立するためにはどうすればいいかということじゃないかと思いません。

人口減は、ちょっとですね、公民館に期待して頑張んなさいと言ってもしょうがないですから、それは別にやらないといけないでしょうねと。そうすると、恐らく教育機能とか、そこでの自分たちのいろんなスキルを磨く、そういうソフトを充実させていくということをど

うやって頑張っていくかと。

もう一つは、あそこに行ったら何かいいことがあるねとか、公民館に行ったらこういうことが役に立ちますよということを、やっぱり地域の人が身にしみないといけない。これにはやっぱり、僕は制度じゃなくて人じゃないかと思うんですよね。そういう意味では、議員さっきからおっしゃっている、そこで主として頑張られる館長、主事に人を得ることだと思います。そういう面では、我々は単に委託をした振興会の人たちに、よろしくねということだけではなくて、もう少し何をてこ入れするかということではないかと思います。

今どちらかという、そっちのほうの手前のいろんな小道具といいますか、そっちのほうにてこ入れをしようということで、地方創生の事業の一環として、例えばイベントの道具を助成するとか、公民館の施設の改修とか、そういうふうなのに入力を入れるということでも、あえず動いていますけれども、おっしゃるように、これからはもっとソフト面をどうするか、その一環が労働問題じゃないかと、私はそう思っております。

ただ、これは人手がないときに余り人の質を強調しますと、これはますます逼迫するということがあります。もちろん今おる人は頑張っていると思いますが、だから、その兼ね合いを考えながら、どうやったら一般的に言われる適材適所といいますか、その人たちにそこに勤めてもらうかということをお我々も考えていかないといけない。そういう意味では、一旦、指定管理ということでお願いはしながらも、余り区分しちやいかんのですけれども、特にこの公民館が持っている、社会教育法に基づいている教育施設だと、教養を高めましょうという制度だということに着目して、そういうソフト面の協力をするというところに、もう一回我々は軸足をしっかりと固めていかないといけないかなというふうに思っているところでございます。

ですから、幸い鹿島のまちは地域の振興会がしっかりしておられますから、そういう皆さんが、片や指定管理者として受け皿を用意しておられますので、勉強しながら対応していかないといけないと、私はそう思っております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

最後の質問にしたいと思います。

先ほど市長の答弁がありましたけれども、公民館の役割、重要性というのは、市のほうも十分にわかっておられると。指定管理の3回目になりますので、ぜひとも所管課として、各公民館との連携等をやっていただいて、サポート、また、環境の整備については協議会等もあるかもしれませんが、もう少し中に入っていただいて、今後の公民館の運営が今まで以上になっていただくようお願いをしたいと思います。

最後に、山崎課長の御見解をいただければと思います。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

これからの公民館のあり方、それから、地域から求められる公民館にどういったふうに応えていくかということですが、今言われましたように、確かに公民館は地域の中で非常に変化している中で、今後さらに重要性が増す施設だと考えております。施設でありながら、また、人、ソフト面ということで先ほど市長も申しましたが、そういった面が非常に求められてくるということで、我々担当課としても、毎月毎月、地区公民館の主事の会議のほうに出向きまして、いろいろな事業面、それから施設の管理面、こういったところをトータルで情報を共有しております。それから、ソフト面につきましては、6地区の主事の研修会ということで、例えば、よその市の公民館のほうに出向いて行って、いろいろな事例等を一緒に学んで、それをまた協議しながら、地域の中でどういったそういったものを取り組んでいくかというふうなことも一緒になって今やっておりますので、今後もそういったところをさらに一緒に取り組みながら、よりよい方向に進めていきたいということで考えております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

9番議員の伊東です。今、松田議員がしっかりとした質問をしていただき、そして、担当課長、山崎課長のすばらしい分析だったと思います。その答弁、効果、それと課題については今おっしゃったとおりだろうと思っております。ただ、年間13,000千円削減ができた、これは市の財政にとってもいいことではありました。しかし、松田議員もお話が出たように、じゃ、主事、副主事に負担が大きくなっていないのか、それは考えるべきだと思います。

それで、副市長にお伺いをいたします。

私は今まで、この指定管理の職員の雇用の期間についてとか、それとか期末手当がどうして出ないのかとか、そういうふうな質問をしてみました。もう10年たった、そしてさらなる次の5年目を迎えようとしている。そういうふうなときに、やはりこの手当の金額と、もちろん公民館によっては雇用されている主事の年齢は違います。しかし、そういうふうなことも考える時期ではないかと思っておりますが、副市長どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

指定管理が始まりまして、もう10年たっております。そういう中で、さまざまないろいろな課題というのが出てきていようかと思っております。

ただ、個々のことについては、やはり個々の指定管理者の相手方との協議が必要でありま

すので、簡単に、じゃ、こうやりますという形にはならないかと思えますけれども、庁内ではいろいろな10年間の課題というのを情報共有しながら、今後またどういうふうにしていくのかというのは、やはり議論を重ねていく必要があるかと、そのように思っておりますので、今後も——ただ、いろいろみんなで情報共有はしておりますけれども、それをまた少しずつ、どういうふうにするのかというのは、議会を通じてやっていくべきものと思っております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今すぐその答えを出してくださいというわけではありません。しかし、私は以前から、決算特別審査委員会のときも申し上げてきました。地区の公民館の主事の方、浜に限らず、いろんな地区の方とお会いをいたしますが、一生懸命に地域の活性化のために寄与されています。もともと市の職員の方が配置されていたときより、それ以上にコミュニケーションとしては非常によくなっているんじゃないかなと。公民館に行きやすくなった、そういうふうな事例はよく聞きます。

それと、隣接する体育館の利用者についても、データでもわかるようにふえてきている。子供たちに対する応対も非常にいい。こういうふうなことは評価として考えるべきだろうと思っております。この件は、今後とも庁内、そして公民館連絡協議会で協議をしていただければなと思っております。

それと、先ほど山崎課長の答弁の労働契約法についてです。

これについても、私は以前から、地域でその公民館の主事の人たちを育てなければならぬから、期間を区切っていただけては困るという話をしておりました。今回、連絡協議会の会議を経た中で、担当課長は最終的に各地区の判断に委ねるとさっきおっしゃいました。私はいい方向に向かっていると思うんですが、しかし、これを各地区の公民館の判断に委ねることがいいことなのか。じゃ、地区によってはどうなのでしょう。公民館の主事、副主事の人たちが、振興会の会長よりも長く勤めていらっしゃる方もいらっしゃるんじゃないですか。振興会の会長の任期はそんなに長いものなのでしょうか。

そういうふうなことを考えると、やはり一定の基準を決めていただいて、もう全てを各地区の方、それとその地区に雇われている主事、副主事の方としっかりと協議をして、まだまだ働く意欲があるということだったら、それを続けさせてやる、それも必要ではないかなと思いますが、さっき松田議員の質問に対しては、地区の公民館、各地区に判断を委ねるという御答弁をいただきましたが、私の今の質問に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。



○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

伊東議員が言われましたように、それぞれの地区の団体が人事を行うことについて、確かに議員が言われるように、その地区の役員よりも公民館の職員の方が経験が長いというふうな事例、これはもう実際にあります。

こういった中で、この法律の適用の中でそういった人事を行うことについて、非常に団体としても判断するときには重いことになっているということをお意見としていただいている中で、こういったところを踏まえながら、今までもその協議を重ねてきた中で、そういった中で、当然その5年間の中である意味評価をしながら、6年目以降するのかどうかというのは、当然それぞれの組織の中で客観的な判断をされるということが基本なんですが、その前段として、我々もずっと協議をしていく中でかかわっていくことでもありますので、今後そのことについて解決したとは思っておりませんので、一緒になってどういったほうがいいのかというのは継続して話し合いを進めていくということで確認をしております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

引き続き、そのあたりは公民館の連絡協議会の中で議論を重ねてください。もしかしたら、来年3月で6年目に入る方もいらっしゃるかもわからない。そうなったときに、地区によっては判断が違ってくる。そうなってくると、また次に募集をしたときに、もう応募者がなくなる可能性があるでしょう。もう最初から期間限定なのかと。しかし、これは山崎課長も御存じのとおり、最低1年間、地区のことを覚えなさいといけないんですよ。いろんな地区の独特の行事がある。私のいる浜なんか非常に多いです。これを全て、まず1年通してみないとわからない。ですから、主任主事と副主任事は別々の年に交代をさせていくんですよ。一緒には必ずさせない。そうしないと、いろんな地区の事業が滞ってしまうから。そういうふうなことも考えていただければと思います。

質問を今度は変えていきますが、この説明資料の中に、各地区の公民館に委託料、そしてその収入支出というものがあるわけですが、この各地区の金額は、基本的に主任主事、副主任事の給料、それから雇用保険以外の委託金額と考えられますが、その地区によっては世帯数や世帯人数、面積は違うはずですが。このように金額が変わってくる設定基準を教えてください。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

指定管理の金額についてお尋ねということで、それぞれ6地区の公民館の指定管理の委託料は違います。それにつきましては、人件費につきましては基本的に給料そのものは横並びで一緒です。そのほか違うのは、例えば公民館の施設の大きさ、敷地の大きさ、それによって施設の維持管理費というのも当然変わってきますし、光熱費等、そういったものも変わってくる。こういったものは当然それぞれの規模に応じて変わるということで、大きな違いはこういったものです。あと、事業の取り組みに対する経費等は平均的な金額ということでしております。人口規模とか地区の面積に応じてというところは、特段その分の金額に影響しているものはございません。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

資料を見させていただいても、公民館の横に、能古見だったらふれあい楽習館があるとか、浜だったら体育館があるとか、そういうふうなことで、人口とその委託料が比例していないところもあります。そういうふうな施設があるから。

この中を見ていて、収入のほうに引当金繰入等という欄がありますね。それと、支出は引当金というものがあります。大体これをこう見ていると、支出のほうで出てくる事業費の下に来る引当金という金額が次の年の引当金繰入等——前年度繰り越しみたいな形になるわけですが、しかし、前も私これについても質問をしたことがあります。一生懸命その公民館で節約をしました。経費も自分たちでできることは自分たちでしました。委託業者に余り頼まずに。それで、ある程度の金額が残りました。これは100%翌年に繰り越してもいいものなのか、それとも基本的に一公民館にはこの金額が限度と設定されているのか、それをお聞きしていいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

各年度の中で、余剰金というか、発生した金額につきましては引当金ということで処理をしていただいております。この金額につきましては、当然それぞれの公民館で1年間の中で、そういった運営の中での努力によるもの、それから、いろいろな施設維持管理の中で当初予定していたよりも少なく済んだものと、いろいろなものがあると思います。

この金額につきましては、特に市のほうが上限を設けているとか制約をしているものではございません。翌年度につきましては、またその繰り入れということをしていただいて、有効に使っていただくということが基本であります。使い方についてはそれぞれの団体の運営協議会等の中で話し合いをしながら、公平性のある、公共性のあるような形での使い方とい

うのをお互い話をしながら調整をさせていただいているということで行っております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ここのあたりも以前とはちょっと緩和をされて、こういうふうには以前は繰り越しはできないとか、そういうふうな形が多かったと思うんですね。それが、こういうふうになってよかったとは思っているんですが、そのあたりも、ひとつ公民館に対しての評価の中に入れていただければなという気がします。

それと、委託料は、ここに上げてあるデータは平成25年からことしまでの5年間、下のほうの委託料は4年間書いてあるわけですが、市からの委託料という金額は毎年そんなに大差ない、そこまではないわけです。

ただ、ちょっと課長、考えていただけないでしょうか。鹿島市の予算の中で年々ふえているのは民生費です。じゃ、各地区において、この民生費はこの委託料の中に入っているのか。しかし、民生費というものはその施設の整備と考えるべきなのか、どのようなお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えいたします。

指定管理の委託の金額の中に民生費というものが含まれているか、反映されているかというふうなお尋ねだと思います。

指定管理の委託費につきましては、先ほども若干説明をいたしました。公民館職員の人件費、それから公民館施設の維持管理に伴う経費、それから講座等の費用等を積算しております。いわゆる民生費というふうな性格のものは含まれていないと考えております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ちょっと質問が長くなって申しわけないですけど、あと一、二点、質問をさせていただきます。

各公民館が地域の活性化のために自主企画、そういうふうな申し出があったときに、これは委託料は加算されていくんでしょうか。計画書等を出していただくのか、そのあたりもお答えいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

**○生涯学習課長（山崎公和君）**

それぞれの公民館で自主企画の事業ということで、その予算についてのお尋ねということです。

基本的に、それぞれの指定管理の委託料につきましては、市の予算の作成のスケジュールとあわせて、今の時期にいろいろと公民館、地域のほうと要望等、そういったところをすり合わせしながら積算しているところです。そういった中で、その事業につきましても、それぞれの公民館の積算というのがありますので、そういったところを計上していくようにしております。

我々としては、公民館の中でそうやってどんどん講座をしていただくというのは非常にありがたいことで、推進しているところでございます。ただ、どうしても予定していなかったけれども、年度途中でこういったことをやりたいというふうな場合もありますので、そこにつきましては、生涯学習課の予算のほうでそういったものを手当てするように備えて、地区公民館対応の予算というものも備えておりますので、新規に途中でやりたいというときもそういったことで対応しております。

**○議長（松尾勝利君）**

9番伊東茂議員。

**○9番（伊東 茂君）**

この庁舎があって、そして委託業務等を公民館がやっているという業務もあると思います。一番市民の方が身近に感じられるのが公民館じゃないかなと思います。市役所に来るよりも、公民館のほうが行きやすいという方も多いかもわかりません。

そういうふうなことを考えると、今まで10年間、指定管理をやってきたから、そのまま5年間またお願いしようというふうな発想ではなく、じゃ、次の5年間はこういうふうに変えていこうと、そのあたりがやっぱり必要じゃないかなと。公民館連絡協議会、各地区の振興会会長さんがお見えになって、そして行政の方も交えての意見交換をされているでしょう。やっぱり前向きなですね、今からもっともっと人口減少がある中、この指定管理委託というものも厳しさを増してくるかもわからない。そういうふうなこともしっかりと今後議論をしていただくようお願いして、質問を終わります。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾勝利君）**

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第66号 鹿島公民館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立多数であります。よって、議案第66号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立多数であります。よって、議案第67号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 古枝公民館及び鹿島市林業センターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立多数であります。よって、議案第68号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 浜公民館及び鹿島市臥竜ヶ岡体育館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立多数であります。よって、議案第69号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 北鹿島公民館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立多数であります。よって、議案第70号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 七浦公民館及び鹿島市漁村センターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立多数であります。よって、議案第71号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明8日から10日までの3日間は休会とし、12月11日は午前10時から総務建設環境常任委員

会、翌12日は休会とし、次の会議は12月13日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時15分 散会